介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

（居宅介護支援）

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項　目	必 要 書 類
特定事業所集中減算	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2）
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・事務職員分で作成）
特定事業所加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） **※介護支援専門員の人数に増減があった場合は、体制等に関する届出と併せて変更届も必要です。**	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2） ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙 36） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑥主任介護支援専門員の資格者証の写し ⑦「実習受入登録決定通知書」の写し ⑧事例検討会等の計画書（算定開始年度分）（参考様式 23） 【加算Ⅰを届出する場合】 ⑨利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが分かる根拠書類
特定事業所加算（A）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2） ④特定事業所加算（A）に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙 36-2） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑥主任介護支援専門員の資格者証の写し ⑦「実習受入登録決定通知書」の写し ⑧事例検討会等の計画書（算定開始年度分）（参考様式 23） ⑨他の同一の居宅介護支援事業所との連携により基準を満たす場合は、連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し（⑧は連携先の書類を提出）
特定事業所医療介護連携加算 ※	※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、所定の要件を満たす場合に算定することができます。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2） ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙 36） ⑤（参考様式 18）特定事業所介護医療連携加算確認表（居宅介護支援）
ターミナルケアマネジメント加算	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2） ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙 36）

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 20 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年3月1日老企第 36 号）